

8 水漁第 630 号
令和 8 年 8 月 7 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿

水 産 庁 長 官

「令和 8 年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について」の制定について

このことについて、「令和 8 年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について」を別添のとおり制定したので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いする。

8 水漁第 630 号
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県知事及び各関係機関の長（別記参照） 殿

水 産 庁 長 官

「令和 8 年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について」の制定について

このことについて、別添写しのとおり、株式会社日本政策金融公庫代表取締役
総裁宛てに通知したので、御了知願いたい。

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事

奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事
内閣府沖縄総合事務局長
農林中央金庫代表理事理事長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
独立行政法人農林漁業信用基金理事長
全国漁業信用基金協会理事長
宮城県漁業信用基金協会理事長
長崎県漁業信用基金協会理事長
全国遠洋沖合漁業信用基金協会理事長

8 水漁第 630 号
令和 8 年 8 月 7 日

内閣府沖縄振興局長 殿

水 産 庁 長 官

「令和 8 年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について」の制定について

このことについて、別添写しのとおり、株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁宛てに通知したので、御了知願いたい。

なお、沖縄振興開発金融公庫理事長には、貴職から通知願いたい。

令和8年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化について

令和8年8月7日 8水漁第630号
水産庁長官

第1 趣旨

令和8年熊本地震により被害を受けた漁業者又は共同利用施設を保有する漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会（以下「被害漁業者等」という。）が、経営を継続・再建させるためには、施設の復旧等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、被害漁業者等の中には、主要な事業用資産に損害を受けており、融資対象物件以外の担保の確保が困難であるため、資金の円滑な融通が行われ難い状況にある者も存在する。

このような状況に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、漁業経営改善支援資金融資推進事業により国から交付された出資金を活用し、当該出資金の運用益の範囲内において、第2に規定する融資について、通常担保・保証人を徴求するものであっても、被害漁業者等が十分な担保を確保することが困難な場合には、融資対象物件以外の担保や保証人を要しない貸付けを実行することにより、被害漁業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 資金内容

公庫が行う次に掲げる要件に該当する融資であること。

1 対象者

次に掲げる者のいずれかであること。

- (1) 被害漁業者等であって、その主要な事業用資産について、令和8年熊本地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの
- (2) 次に掲げる者であって、令和8年熊本地震の被害について被害内容の証明を市町村長から受けた漁業を営む個人又は法人の事業用資産の復旧等を目的として当該個人又は法人が利用する共同利用施設を整備するための資金を必要とするもの
 - a 漁業協同組合

b 漁業協同組合連合会

c 漁業を営む個人若しくは法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人

2 対象資金

公庫が取り扱う農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、漁業基盤整備資金又は漁業経営安定資金であること。

3 貸付条件

株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付けであること。

5 貸付対象期間

令和10年3月31日までに貸し付けられるものであること。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は漁業経営改善支援資金融資推進事業により国から交付された出資金を活用し、当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則

1 この通知は、令和8年8月7日から施行する。

2 被害漁業者等に対して、令和8年7月28日から本通知の施行日の前日までに公庫により行われた融資についても、第2の1から5までに掲げる要件に該当するものであれば、本措置の対象とすることができる。